番号制度導入に伴う大阪府個人情報保護条例改正の方針案（概要）

資料１

１　番号制度の概要

　　社会保障・税番号制度（番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされている。

その仕組みは、住民票を有する全員に重複のないように個人番号を付番し、複数の機関間において、それぞれの機関ごとに当該個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用するものとされている。

また、番号制度に対しては、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の漏えい、個人番号の不正利用、国家による個人情報一元管理といった懸念があることから、制度面及びシステム面から特定個人情報の保護措置が講じられることとなっている。

２　条例改正の趣旨

　　番号法において、国の行政機関等については、行政機関個人情報保護法等の特例規定が設けられ、特定個人情報に係る利用制限や開示請求の手続き等が定められているが、地方公共団体にあっては、番号法等の趣旨を踏まえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を実施するための必要な措置を講ずるものとされている（番号法第31条）。

このことから、大阪府個人情報保護条例を改正する必要があるもの。

３　条例改正方針に係る主な事項

（１）定義

特定個人情報及び情報提供等の記録（情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録された情報照会者及び情報提供者の名称、情報提供日時、特定個人情報の項目等）について、番号法の定義規定に合わせて整備する。

（２）収集、利用及び提供の制限

　　　番号法において、特定個人情報の収集、利用及び提供については、行政機関個人情報保護法等における個人情報の場合よりも限定的に定められており、条例においても同様の適用となるよう整備する。

（３）開示、訂正及び利用停止請求

番号法において、法定代理人が存しない者が特定個人情報の開示請求等を行えるようにするために、任意代理人による請求を認めることとしており、条例においても同様の適用となるよう整備する。

（４）費用負担

番号法において、国の行政機関等の特定個人情報の開示に当たっては、開示手数料を徴し、経済的困難等の理由により減額又は免除することができるものとしている。

府においては、個人情報の開示請求と同様に、手数料を徴さず、開示文書の写しの交付に係る実費負担を求めることする。また、開示文書の閲覧は無料であること、特定個人情報に係る開示文書が少量・少額となることが見込まれる中で開示請求者に対して経済的困難等の理由を証明する書類の準備等のための負担を求めることとなることから、減額又は免除の規定は設けない。

４　スケジュール

27年４～６月　個人情報保護審議会審議

７月　パブリックコメント

８月　条例審査

９月　議会提案

28年１月　施行